



MERS号外4.

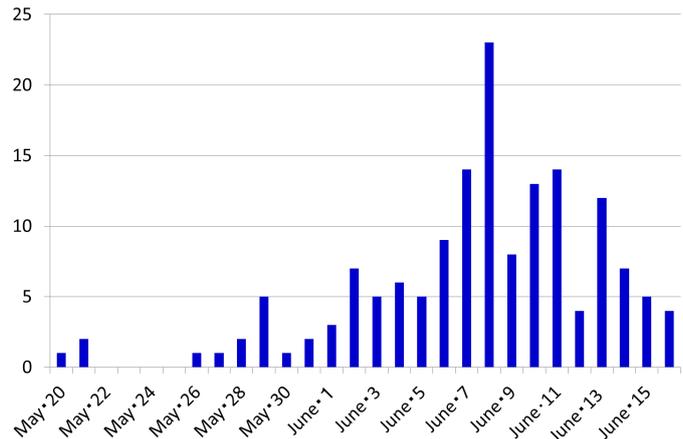
感染制御部

韓国におけるMERSの現状と日本国内での対応（2015年6月16日）

1. 韓国におけるMERSの現状

6月16日現在、韓国におけるMERS確定患者数は日増しに増加し、154人で、死者数は19人となっています(図1)。4次感染まで確認されていますが、これまでの患者はいずれも感染経路の追跡が可能な(疫学的リンクの追える)患者であり、感染は病院内にとどまっており、不特定多数に患者に感染の広がる市中における流行性の感染は未だに起こっていません(図2)。このため、韓国への出入国は現在制限されていませんが、検疫の強化は行われており、接触者で症状のない場合でも、1日2回の体温の測定と症状の申告を含む健康観察が行われています。このような人に呼吸器症状が現れれば、疑似症例となり、感染症指定医療機関に搬送されます。

図1. 韓国におけるMERS患者数の推移
(6月16日現在; 患者数 154人、死亡者数 19名)



2. 現在厚生労働省から公表されている韓国に関連するMERS患者を疑う場合の対処法

- ・感染症法上二類感染症であり、診断した医師は即日届出の義務があります。
- ・患者および疑似症例は感染症指定医療機関(豊中市民病院、大阪市立医療センターなど)に搬送され入院となります。

(1) 疑似症例

発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈する者であって、発症前14日以内に、

- MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む)していたもの
- MERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

(2) 疑似症の要件に該当しない者

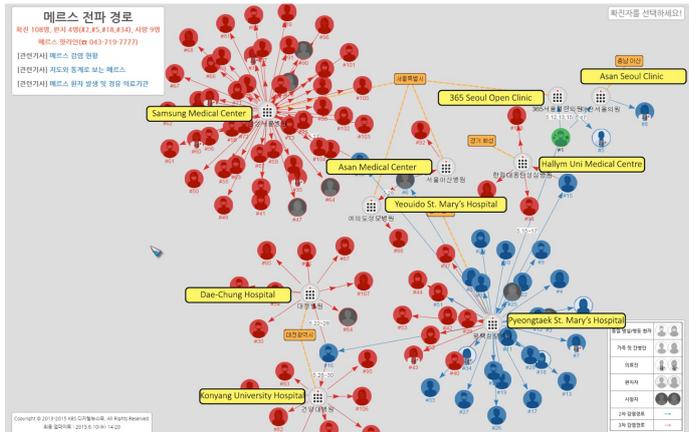
ア. 濃厚接触者

MERS患者と同一住所に居住する者又は必要な感染予防策*1を講じずに、当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から14日間の健康観察及び外出自粛要請*2

イ. その他接触者

MERS患者と同じ病棟に滞在する等の接触があった者のうち上記アに該当しない者又は必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から14日間の健康観察

図2. 韓国内の患者の発生状況(病院内感染に限定されている)



<http://virologydownunder.blogspot.jp/2015/06/tracing-mers-cov-cases-in-south-korea.html>

*1. 手袋、サージカルマスク(又はN95マスク)、眼の防護具、ガウンの装着等

*2. 接触状況、接触者の生活状況(MERSのハイリスク者との接点があるかどうか)等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、等のうち適切な措置を要請。